

# **和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部改正について（概要）**

環境産業部環境政策室生活環境担当

## **1 主な改正の理由**

市及び市が委託している業者による行政回収や町会・自治会等の住民団体による集団回収を目的に排出されている缶・ビン、古紙類などの資源物の持ち去り行為が近年横行しているとの市民や町会・自治会からの相談を受け、それを抑止するために出す者が資源物を排出する際に、収集先を意思表示するための張り紙を行うよう助言を行っています。

しかし、より一層の抑止を図ってほしいとの指摘や令和6年3月18日付で和泉市町会連合会より資源ごみ持ち去り禁止条例の制定に関する要望書が提出されたことから、府内自治体の条例制定状況やごみ減量等推進員や再資源化奨励金登録団体へのアンケート調査、町会・自治会のご協力による貼り紙のモニタリング調査の結果をまとめ、和泉市ごみ減量等推進審議会の2回の審議を経て、条例制定に関して概ね肯定的な意見を得られたことから、条例の目的、主旨等に鑑み、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正し、資源物の持ち去り行為を禁止することにより適正なリサイクルの推進を図ろうとするものです。

## **2 主な改正の内容**

市及び市から収集運搬の委託を受けた者及び町会・自治会等の住民団体が有価物回収業者に依頼して集団回収により収集又は運搬を引き受けた者以外の者の紙類、缶・ビン類等の資源物の収集又は運搬の禁止を規定します。

条例の規定に違反したものについては、是正するよう指導、勧告し、その勧告に従わない場合は従うよう命令し、その命令に従わない場合はその行為者を公表することを規定します。

## **3 施行期日**

令和8年4月1日から施行する。

令和6年3月18日

和泉市長  
辻 宏康 様



和泉市町会連合会  
会長 澤村 直幸



## 資源ごみ持ち去り禁止条例の制定に関する要望書

謹啓 平素は安心安全で市民満足度の高い街づくりを目指し、市とともに切磋琢磨し、かつ連携を重ねて参りました和泉市町会連合会として、住民の声に耳を傾け、高齢化による町会・自治会活動担い手の不足、ひいては町会・自治会加入世帯の減少に歯止めをかけるべく、英知を結集して対策に取り組んでおります。

今般、資源ごみの集団回収を行う町会・自治会、老人会、子ども会等から、これらの団体が指定する回収日に出没する資源ごみの無断持ち去りによる、ごみの散乱、騒音、収入源に対する防衛策の必要性を求める声が高まって参りました。

環境省ならびに地方自治研究機構の調査報告を調べてみると、資源ごみ持ち去りによる損害は相当な額に達すると判断されており、近年、持ち去り禁止条例を制定する動きを示す自治体が増加しているように見えます。

条例制定～刑事訴訟によっても、資源ごみ無断持ち去りが根絶されない現状も見えておりますが、窃盗罪などの刑事罰で検挙、訴訟が可能な状態を担保する条例の制定は、行政や町会・自治会、各種地域活動団体による、資源ごみ回収・売却による活動資金収入を確保する防波堤となることは明らかであります。

以上のような環境の中で、今般、買い取り金額が急騰しているペットボトルをえた古新聞、板紙、古紙、雑誌・書籍、アルミ缶、古着など再生資源ごみを対象とした、無断持ち去り禁止条例を速やかに制定されるよう要望いたしますとともに、「燃やされるごみ」から再資源化リサイクル可能な資源ごみを分別することで、得られる行政の焼却処理分担金の削減、行政や町会・自治会、各種地域団体の活動資金の安定確保の恩恵を、ともに実現したいと願っております。

謹白

他市の条例例

泉大津市 (泉大津市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例)	<p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第17条の2 市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(泉大津市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第17条の3 前条第2項の規定による命令については、泉大津市行政手続条例(平成10年泉大津市条例第12号)第3章の規定は、適用しない。</p>
大阪市 (大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例)	<p>(収集、運搬又は保管の禁止等)</p> <p>第15条の2 本市及び本市が古紙・衣類(家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める古紙・衣類をいう。以下同じ。)の収集又は運搬を委託した者以外のものは、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される古紙・衣類(集団回収により収集されるものを除く。)を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。</p> <p>2 コミュニティ回収等を実施する団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のものは、当該団体が古紙・衣類を収集する場所として市長に届け出た場所に持ち出された古紙・衣類を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。</p> <p>(禁止行為に対する指導等)</p> <p>第15条の3 市長は、前条各項の規定に違反しているものに対し、同条各項の規定により禁止される行為(以下「禁止行為」という。)の中止その他必要な措置(以下「中止等の措置」という。)を講ずるよう指導することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、前条各項の規定に違反しているものに質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、前条各項の規定に違反しているものから請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>5 前項の規定による勧告は、市規則で定める事項を記載した勧告書を第1項の規定による指導を受けたものに交付して行うものとする。</p> <p>6 市長は、第4項の規定による勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、その勧告を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を命ずることができる。</p> <p>7 前項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定による勧告を受けたものに交付して行うものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第15条の4 市長は、前条第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨、命令の内容及び命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に違反したものを見分けるために必要な事項を公表することができる。</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。</p> <p>(古紙・衣類の譲受けの禁止)</p> <p>第15条の5 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙又は古纖維に限る。)の処分を業として行うものは、第15条の2各項の規定に違反しているものから古紙・衣類の占有を取得する行為(以下「古紙・衣類の譲受け」という。)を行ってはならない。</p> <p>(古紙・衣類の譲受けに対する指導等)</p> <p>第15条の6 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう指導することができる。</p> <p>2 第15条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指導を行う場合について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう勧告することができる。</p> <p>4 第15条の3第5項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。</p>

	<p>(公表)</p> <p>第15条の7 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けたものが正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けたものの氏名又は名称その他勧告を受けたものを特定するため必要な事項を公表することができる。</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。</p>
箕面市 (箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例)	<p>(資源物の収集及び運搬の禁止)</p> <p>第十三条の二 市長及び市が委託した者以外の者は、第二十条の規定により所定の方法で排出された缶、瓶その他の規則で定める資源物(以下「特定資源物」という。)を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>(集団回収物の収集及び運搬の禁止)</p> <p>第十三条の三 再生資源集団回収により住民団体から資源化の対象となる物の回収を引き受けている再生資源回収業者以外の者は、集団回収物を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 当該住民団体は、前項の規定に違反する収集又は運搬を防止するため、主体的に取り組むことに努めなければならない。</p> <p>(違反者に対する指導)</p> <p>第十三条の四 市長は、市長及び市が委託した者が第十三条の二の規定に違反して特定資源物を収集し、若しくは運搬したとき、又は再生資源集団回収により住民団体から資源化の対象となる物の回収を引き受けている再生資源回収業者以外の者が前条第一項の規定に違反して集団回収物を収集し、若しくは運搬したときは、これらの行為を行った者(以下「違反者」という。)に対し、これらの行為を行わないよう指導することができる。</p> <p>(違反者に対する命令)</p> <p>第十三条の五 市長は、前条の規定による指導を受けた違反者がその指導に従わず、収集又は運搬を行ったときは、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p>
豊中市 (廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)	<p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第21条の2 市並びに市から収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者(紙類、缶類等の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものという。)以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、缶類その他の再資源化の対象となるものとして市規則で定めるもの及び粗大ごみ(以下この条において「特定再生資源等」という。)を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反して、特定再生資源等を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう警告することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による警告を受けた者がその警告に従わず、特定再生資源等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命じることができる。</p> <p>(指導、勧告及び公表)</p> <p>第22条 市長は、第13条の規定による一般廃棄物処理計画、第15条若しくは第18条第2項若しくは第20条第2項の規定による指示に従わず、又は第21条第1項の規定による保管場所等の設置をしない者に対し、必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。</p>

議案第 号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより適正なりサイクルの推進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第　　号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 廃棄物の適正処理（第16条—第25条）	第3章 廃棄物の適正処理（第16条—第21条）
第4章 手数料等（第26条—第28条）	第4章 手数料等（第22条—第24条）
第5章 雜則（第29条）	第5章 雜則（第25条）
附則	附則
（占有者等の協力義務）	（占有者等の協力義務）
第19条 略 （収集又は運搬の禁止等）	第19条 略
第20条 市及び市から収集又は運搬を受託した者並びに有価物回収登録業者（紙類、缶・ビン類等の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。）であつて集団回収を受託したもの以外の者は、一般廃棄	

新	旧
<p><u>物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、缶・ビン類その他の再資源化の対象となるものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>(指導及び勧告)</u></p>	
<p><u>第21条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</u></p> <p><u>(命令)</u></p>	
<p><u>第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。</u></p> <p><u>(公表)</u></p>	
<p><u>第23条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその者の氏名又は名称を公表することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。</u></p>	
<p><u>第24条～第29条 略</u></p> <p><u>別表(第26条関係) 略</u></p>	<p><u>第20条～第25条 略</u></p> <p><u>別表(第22条関係) 略</u></p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。